

令和8年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会会議録

1. 招集年月日 令和8年6月26日
2. 招集の場所 印西地区環境整備事業組合3階大会議室
3. 開 会 令和8年6月26日
4. 応招、出席議員

1番 松 尾 榮 子	2番 山 田 喜代子
3番 増 田 葉 子	4番 三 浦 容 子
5番 武 藤 美砂子	6番 柴 田 圭 子
7番 大 野 忠 寄	8番 間 瀬 真 一
9番 軍 司 俊 紀	10番 長谷川 則 夫
5. 不応招、欠席議員
なし
6. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

管 理 者 藤 代 健 吾	副管理者 笠 井 喜久雄
副管理者 橋 本 浩	事務局長 大 野 徳 強
庶務課長 久 古 耕 平	印 西 クリーン センター 宮 本 純 一 工 場 長
平 岡 自然公園 事業推進課 主 幹 土 井 秀 之	
7. 管理者提出議案

報告第 1号 継続費繰越計算書の報告について
報告第 2号 継続費繰越計算書の報告について
議案第 1号 工事請負契約の締結について
議案第 2号 令和8年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第1号）について
8. 議員提出議案 なし
9. 議事日程 議長は、あらかじめ配付した議事日程に基づき、報告した。
10. 議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。

10番 長谷川 則 夫	1番 松 尾 榮 子
-------------	------------
11. 議事の経過

◎開会の宣告

○議長（柴田圭子議員） 定刻となりましたので、始めさせていただきます。

本日は、台風が近づくという状況下、また朝から3回も地震があるというような不安定な中、ご苦労さまでございます。

ただいまから令和8年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会を開会いたします。

現在クールビズの励行中です。上着、ネクタイを外されても結構でございます。

（午後 2時00分）

◎開議の宣告

○議長（柴田圭子議員） 本日の会議を開きます。

議事に入ります。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、令和8年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会は成立いたしました。

◎議事日程の報告

○議長（柴田圭子議員） 議事日程を申し上げます。

議事日程については、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柴田圭子議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席10番、長谷川則夫議員、議席1番、松尾榮子議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（柴田圭子議員） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（柴田圭子議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日管理者から議案の提出があり、これを受理したので、報告します。

次に、地方自治法第121条の規定による出席要求に対する出席者については、お手元に配付の写しのとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査の結果の報告があり、その写しをお手元に配付してございますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（柴田圭子議員） 日程第4、行政報告を行います。

藤代管理者から行政報告の申出がありますので、これを許します。

藤代管理者。

○管理者（藤代健吾君） 議員の皆様におかれましては、ご多用中のところ、令和8年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より組合事業の推進にご尽力をいただいておりますことに、重ねて御礼を申し上げます。

それでは、行政報告といたしまして、令和8年第1回定例会以降の主立った事項について、ご報告を申し上げます

まず、足元台風が迫っております。また、先ほど議長からもありましたけれども、本日3回ほど地震もありました。今のところ影響等々は出てはおりませんが、今後特に台風、影響がないようにしっかりと備えを進めてまいりたいと、そのように考えております。

まず、印西クリーンセンターの施設解体及び跡地利用について報告させていただきます。議会のほうでもたびたび質問いただいておりますが、このたび関係市町及び組合で組織する検討組織の設置をしまして、6月に第1回会議の開催をしたところでございます。今後この検討組織の中で、跡地について利用を含めて検討していくということを考えております。

次に、印西地区環境整備事業組合指定のごみ袋についてでございます。昨今イラン情勢等々ございますけれども、製造業者より例年並みの生産量で供給されておる一方で、中東情勢等々の不安の高まりから購入が集中をしております。一部の店舗において指定ごみ袋の品切れや品薄が生じております。このことから、印西市におきまして臨時の対応として、家庭ごみの排出に当たり指定ごみ袋を使用する方法に加えまして、指定ごみ袋を入手できなかった場合に限り、令和8年7月31日まで、代替的に透明または半透明のごみ袋でも収集対象とすることとしたところでございます。

なお、指定ごみ袋の供給状況により、措置を延長する可能性があるほか、関係市町も同様の対応を図ることとなった際は、ホームページ等々でお知らせをさせていただきますので、何とぞご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、組合事業の状況についてご報告をいたします。

最初に、ごみ処理事業でございますが、令和7年度に印西クリーンセンターに搬入されました総ごみ量は4万5,957トンで、前年度比マイナス約877トン、約1.9%の減となっております。

次に、最終処分場でございますが、令和7年度の実績は、全容量、約40万2,200立方メートルに対し、埋立量、約14万7,561立方メートルで、埋立率は36.7%となっており、今後も地元区と対話をしながら円滑に事業を進めていきたいと考えております。

次に、温水センター事業でございますが、令和7年度の利用者数は約19万3,000人で、前年度比プラス約4,200人、約2.2%の増となっております。

次に、次期中間処理施設整備事業でございますが、(仮称)印西クリーンセンター次期中間処理施設建設工事につきましては、令和7年度に基礎工事が完了し、現在躯体工事及びプラント工事を並行して進め、令和10年4月の稼働開始に向け工事を実施している状況でございます。

次に、平岡自然公園事業でございますが、令和7年度の実績としまして、印西斎場の火葬件数は1,806件、前年度比マイナス169件、約8.6%の減、次に平岡自然の家の実績でございますが、体育館、研修室、グラウンド、多目的広場の全体件数で2,492件、前年度比プラス620件、33.1%の増、最後に印西霊園の実績でございますが、墓所使用許可件数は37件、また印西霊園の合葬式墓地につきましては、納骨堂における通常合葬は20体、合祀墓における直接合葬は72体でございました。引き続き、安全、安心な施設運営に努めてまいります。

以上が組合事業の概要報告でございます。

さて、本日ご審議いただきます案件でございますが、報告第1号及び報告第2号は、繰越計算書の報告、議案第1号は工事請負契約の締結について、議案第2号は令和8年度一般会計補正予算(第1号)について、以上案件は4件でございます。詳細につきましては、後ほどご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(柴田圭子議員) これで行政報告を終わります。

◎報告第1号

○議長(柴田圭子議員) 日程第5、報告第1号 継続費繰越計算書の報告について報告を求めます。藤代管理者。

○管理者(藤代健吾君) 報告第1号についてご説明をいたします。

本報告は、令和6年度から3か年の継続費であります印西地区一般廃棄物最終処分場浸出水処理施

設改修整備事業など5件につきまして、合わせて3億9,888万7,000円を令和8年度に逓次繰越いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 以上で報告を終わります。

これについて質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） それでは、これで質疑を終わります。

◎報告第2号

○議長（柴田圭子議員） それでは、日程第6に入ります。

報告第2号 継続費繰越計算書の報告について報告を求めます。

藤代管理者。

○管理者（藤代健吾君） それでは、報告第2号についてご説明をいたします。

本報告は、令和7年度から2か年の継続費であります平岡自然公園第4期墓地区画整備事業につきまして、3,059万1,600円を令和8年度に逓次繰越いたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 以上で報告を終わります。

これについて質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） では、質疑はなしと認めます。

これで報告を終わります。

◎議案第1号

○議長（柴田圭子議員） 日程第7、議案第1号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について、提案理由及び議案内容の説明を求めます。

藤代管理者。

○管理者（藤代健吾君） それでは、議案第1号について提案理由を申し上げます。

本案は、印西クリーンセンター次期中間処理施設の整備に伴い、アクセス道路整備工事（その2）の請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び印西地区環境整備事業組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、事務局長よりご説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（柴田圭子議員） 大野事務局長。

○事務局長（大野徳強君） 議案第1号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

工事請負契約の締結につきましては、ただいまの提案理由でもございましたとおり、地方自治法第96条第1項第5号及び印西地区環境整備事業組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によるものでございまして、予定価格が1億5,000万円以上の工事の請負契約の締結となります。このことから、議会の議決をお願いするものでございます。

1、契約の目的は、アクセス道路整備工事（その2）でございます。2、契約の方法は、制限付一般競争入札でございます。3、契約金額は、2億4,750万円でございます。4、契約の相手方は、株式会社畔蒜工務店でございます。

次に、入札内容及び工事概要についてご説明いたします。議案第1号関係資料を御覧ください。

初めに、入札内容についてご説明いたします。1、契約の目的は、アクセス道路整備工事（その2）、2、契約の方法は、制限付一般競争入札、3、入札等審査会を令和8年3月16日に開催いたしました。4、公告年月日は、令和8年3月27日、5、資料配布閲覧期間及び6の入札参加申請書受付期間につ

きましては、令和8年3月27日から令和8年4月13日まで行い、4者から申請がございました。7、資格審査は、令和8年4月21日に実施いたしました。8、入札・開札といたしまして、令和8年5月25日に当組合にて開札し、9、入札結果といたしまして、2者が同額の最低価格だったことから、地方自治法施行令第167条の9に基づき、くじ引きを行った結果、株式会社畔蒜工務店が落札いたしました。10、予定価格につきましては、税抜きで2億2,660万円、11、最低制限価格につきましては、税抜きで2億668万4,000円、12、落札者の決定を令和8年5月25日、13、仮契約年月日は、令和8年5月25日付で締結、14、契約金額は、2億4,750万円、15、契約相手は、株式会社畔蒜工務店となるものでございます。

次に、工事概要についてご説明いたします。16、工事概要を御覧ください。

まず、(1)、目的でございますが、アクセス道路整備工事(その2)でございます。道路整備工事の工事延長は560メートルで、幅員は10メートルから13メートルでございます。また、下水道工事につきましては、布設延長548.3メートル、VU管パイ200ミリメートルの布設を行うものです。(2)、事業場所につきましては、印西市吉田地先でございます。(3)、工期につきましては、議決の日の翌日から令和9年11月28日まででございます。

以上で工事請負契約の締結についての説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長(柴田圭子議員) 提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑はありますか。

山田議員。

○2番(山田喜代子議員) それでは、3点質問します。

1番と2番の工務店と株式会社それぞれですけれども、組合とのそれぞれの実績がどのぐらいあったのかを伺いたいと思います。

それと、もう一点はくじということでしたけれども、これはくじ1回で決めてしまったのでしょうか。これは、過去に事例があるのかどうかを伺います。

3点目が、4番目の古谷建設、これ辞退となっていますけれども、その辞退の理由について伺います。

以上3点です。

○議長(柴田圭子議員) 答弁をお願いします。

久古庶務課長。

○庶務課長(久古耕平君) それでは、ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

まず1点目、今回の契約の相手方、畔蒜工務店と組合との実績ということなのですが、今ちょっと手元にある資料では過去の契約等については確認はできていない状況です。恐らく契約はなかったものと捉えております。

あと2点目、くじは1回かというご質問いただきましたが、こちらにつきましてはくじについては1回で決定しております。

3点目、過去にくじの事例があるかというところになりますが、こちらにつきましてはちょっと今ここ近年でのくじ引きの例というのは把握しておりません。

(「辞退の理由」と呼ぶ者あり)

○庶務課長(久古耕平君) 申し訳ありません。あと、古谷建設の辞退につきましては、こちらにつきましては辞退届のほう提出されておまして、辞退の理由としましては会社都合ということで、ご提出をいただいております。

以上でございます。

○議長(柴田圭子議員) 山田議員。

○2番(山田喜代子議員) ちょっと答弁漏れなのですけれども、この1番と2番のそれぞれの会社が、それぞれ確認できていなかった。両方ともそうなのですか、その確認です。

○議長(柴田圭子議員) 久古庶務課長。

○庶務課長(久古耕平君) すみません、答弁漏れ申し訳ありませんでした。

1 番の畔蒜工務店については、先ほど答弁で申し上げたとおりとなります。2 番の村樫建設工業株式会社につきましては、昨年度のこちらの議会のほうでも議決をいただきましたアクセス道路（その 1）、こちらのほうの事業を請け負った事業者となります。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 山田議員。

○2 番（山田喜代子議員） 村樫建設は分かりましたけれども、これ昨年 7 年度にあったということですが、それ以外に今までこの組合と関係があった事例はあるでしょうか。

○議長（柴田圭子議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） 今手元に資料のほうがございませんので、ちょっとお時間をいただいて確認のほうをさせていただきたいと思います。

○2 番（山田喜代子議員） 分かりました。

○議長（柴田圭子議員） ほかに質疑ありますか。

軍司議員。

○9 番（軍司俊紀議員） たくさんあるのですけれども、まず今回入札の件からちょっとお聞きをすると、入札の今回要件が出ていないので分からないのですが、今回これ道路整備と下水道工事二つ入っています。そのほか当然入札に関しての条件はいろいろあったと思うのですけれども、そもそもそれ公告をした段階で何者ぐらいの応募があるようなこれは工事だったのでしょうか。応募予想が、想定される最大で何者ぐらい応募される事業だったのだらうかというのを 1 点確認したいと思います。

それから、この道路整備工事についてですけれども、ご承知のとおり今回ゼロから 28 番までの工事については、これ山を切り開いて工事をして、地盤改良工事なんかもしてきたと思うのですけれども、それらは全部もう完全に完了したということで、今後問題なくアクセス道路整備工事（その 2）に入れるという認識でいいのかどうか。今回工事自体が、工期が議決日の翌日からになっているので、あしたからでも始めると思うのですけれども、きちんと終わっているのかどうか、そこを確認したいと思います。

3 点目が、これは今回一番大きくちょっと聞きたい部分なのですけれども、今回これ下水道工事が入っているのです。下水道工事についての説明というのは今までなくて、これ内容を見ていると 1 行だけさらっと書いてあるのですけれども、例えば今回の V U の $\phi 200$ ミリで施工されようとしていますけれども、この V U の $\phi 200$ ミリで決めた理由、これをまず知りたのです。なぜ V U の 200 で考えたのか。

2 点目は、例えば今回下水道工事するに当たって、ナンバーゼロからナンバー 28 まで、いわゆる土かぶり、深さ何メートルぐらいのところへ施工される予定なのですか。

3 点目、これ今 2 点目の質問にも関わってくるのですけれども、なぜこれを聞くのかというと、いわゆる今回の下水道工事というのは、普通下水道工事と違って、いわゆる坂道における勾配管理とか流速管理というのは必ず必要になってくると思うのですけれども、その辺の説明も一切なされていないのです。これ坂道における勾配管理と、いわゆる流速対策ってどうなっているのでしょうか、ここちょっと説明を求めたいと思います。

最後にお聞きをしたいのが、4 点目ですけれども、今回これナンバーゼロからナンバー 28 になっています。これは今回下水道工事ということで聞くのですけれども、ゼロ番から 28 番までは当然印西地区環境整備事業組合が施工すると、お聞きしたいのはこれどこに下水流すのだということになったときに、では印西市が持っている下水道管に流すというのは当然になるわけです。そうすると、今後印西市が施工するに当たって、やるのはナンバーゼロから上のほうに、いわゆる市道 00-122 号線から 26 号線に下水管つなげてやるはずなのです。そのときに、このゼロから上のほうに当然下水を流すということに当たって、このゼロから 26 号線まで下水道をつなげるときに、これ間に印西市では下水道区域になっていませんから、いわゆるこの工事自体、今回の議案の工事自体は自然流下でやると思うのですけれども、これゼロから上に上げるのは絶対圧送管で上に圧送しなければいけないはずなのです。そうなった場合に、間に印西市がつなげる必要ないのに、この下水道工事をするということは、組合が全額持つという話になっているはずなのです。その組合が全額持つという金額というのは、印

西地区環境整備事業組合としては幾らを想定されているのか、その辺の説明も全然ないわけです。印西市が代わりに工事をするはずですから、印西市が工事をしたものについて、幾らで組合は負担金として出すつもりなのか、その辺の説明が全くないので、そこを教えてください。

以上4点、下水道についてはお聞きします。トータルで6問です。

○議長（柴田圭子議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、私のほうからは、今回の入札に当たり何者の応募が想定されたのかということについてお答えさせていただきたいと思います。今回工事に当たりまして、いろいろな参加資格を設けておりますが、その参加資格に合致する業者としては33者が合致していたところになります。

私のほうからは以上となります。

○議長（柴田圭子議員） 宮本印西クリーンセンター工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） 私のほうからは、それ以外のものについてお答えいたします。

一つとしまして、アクセス道路工事（その2）について、すぐ着手できるのかというようなご質問ありました。こちら地盤改良については、終了しております。ただ、盛土工事のほうが残っておりまして、現在そちらのほうを進めておるところでございます。

二つとしまして、下水道工事の部分になります。VUのφ200についての決定根拠につきましては、施設の利用する水量から導き出しております。そのほかにご質問いただきました土かぶりと流速と勾配の管理につきましては、ちょっと手持ち資料ございませんので、改めて回答させていただきます。

次に、印西市への下水道工事に伴います負担額につきましては、総額で2億960万円を想定しております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 回答ができない部分をちょっと深く追及して確認しようかと思っていたので、その部分を回答できないと再質問ができないのですが、お答えいただいた部分だけの再質問をさせていただきますと、まず地盤改良工事は終わったけれども、では盛土工事が終わっていないという話が今ありました。では、盛土工事はいつ終わって、この工事開始するに当たっての影響はないのか、工期自体は令和9年の11月末までなので、盛土工事を終わらせながら、その間に今回の工事、違う部分から着手すればいいのかなというのは何となく想像ついているのですけれども、その影響はないのかなというのをちょっと確認したいと思います。それが1点。

それから、回答があった部分でVUのφ200について、施設の使用する水量から想定をしたという回答がありましたけれども、何でこれを聞いているのかということ、クリーンセンターだけの下水なのかなというのが、下水というか、これ多分推定だといわゆる雨水ではなくて本当の下水の下水管だと思うのですけれども、今後の下水道計画が見えていない以上、本当にこのφ200、φ200というのは調べたら大体4人家族で500から1,000世帯をカバーするという話らしいのですけれども、そうするとクリーンセンターだけで使ういわゆる排水下水であれば、そこは対応できるのではないかなと想定はするのですけれども、私が何を心配しているかということ、多分これ推測ではあるのですけれども、今後地域還元施設ができたときに、では地域還元施設の下水どうするのですかという話なのです。

これ私推測するに当たっては、多分今回造る下水管につなげるのではないかなというふうに、今まで全然この話はなかったもので、あくまでも推測でしか物事を申し上げられないのですけれども、ほかに下水持っていくところないわけですから、当然ここにつなげるとなると、いわゆるVUのφ200でいいのかという疑問が湧くのですけれども、このVUの200にした理由、施設の使用する水量だけを考えてと確かにVUの200でいいのかもしれないけれども、ちょっと聞きたかった質問の2番目、3番目の回答がないので、本当は例えばこれVUではなくて、印西市が施工する122号線から26号線のほうに接続する管というのはVP使うのです。もう最高レベルの圧送する管を使って、VPを使うという話になっているので、そうすると今回これ坂道の施工なので、費用は多少というか、かなり違ってきますけれども、今後の水量なんかを考えると、水量なんかを想定したり坂道の施工、勾配管理な

んかどうやっているのか分からないし、土被りどのぐらいするのか回答がないから分からないので、推測でしか物事を申し上げられないのですけれども、VPにする必要が一部分は確実にあるのではないかなと思うのですけれども、その辺ってどのようにお考えになっているのか。

これ今回の説明だけを見るとVUのφ200しか書いてないので、これ総延長が548.3メートルになっています。間に坂道における勾配管理、当然これ下水、自然流下するにしたって、坂道あそここの坂、今地盤改良したところの坂道御覧になっていただければ分かるのですけれども、下水道の工事の施設の設計指針というのがあるはずなのです。施設の設計指針においては、流速3メートルを超えてはいけないという話になっている中で、坂道あそこに下水管入れたら3メートルで済むはずがないのです。もっと早く流れてしまうのです、きっと。そうすると、では緩やかに坂道を造った場合に、当然今後ドロップマンホール造らなければいけないはずなのです。そうしたら、ドロップマンホール造るときに、ではその周り本当にVUでいいのという話があるわけです。だから聞いているのです。どういう思想の下に今回全体VUφ200でやるのですかということを聞いているわけです。2番目と3番目の回答がないので、これ以上突っ込んだ話できませんけれども、さわりとしてこの部分だけは確認しておきたいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

盛土工事の終了時期につきましては、令和8年の7月頃を予定しております。

続きまして、地域振興施設につきましてもφ200の下水道管で対応できるような形で計算はしております。

あと、先ほど議員のほうからありましたように、あの勾配に対して、そのまま流しますと当然流速が速くなりますので、段階的に勾配をつけて流速のほうを落としながら下まで自然流下で流すような形で設計のほうはしております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 今ご説明あったように、地域還元施設と接続するに当たって、地域還元施設でもφの200で大丈夫だろうという予測が出ていますけれども、それでしただけではφ200、φ200でもくっつけてもいいと思うのですけれども、私が心配しているのは今ドロップマンホールの話ありましたけれども、ドロップマンホールを使って階段状に落とすということであっても、ではそのドロップマンホールにどうやって今回のVU管をつないで落としていくのかという、どういう設計をしているのかという部分がやはりこれ今後考えていかなくはならない部分だと思うのですけれども、その辺の説明がないので、例えば傾きはどうかという回答がなかったですし、それは先ほど後ほど回答すると言っていましたけれども、何をこれ心配しているのかというと、清掃工場まで清掃車が来るに当たって、やはり清掃車が結構重いものですから、坂道を上っていく、あるいは下っていくときには当然ごみは出しているわけですから、それに耐えられる設計に下水道をしなければいけないので、それができているのでしょうかということで心配して質問するわけです。結局今回VU管入れるに当たって、VU管入れると大体50年ぐらいもつって言われているのですけれども、では本当に今回の設計で50年もつのだろうかという心配をすごくしているわけです。ですから、例えばドロップマンホールに落とすときに副管を入れて、副管をVPにするとかいろんな話があるはずなのですけれども、そういう説明が全然なされていなくて、こちらのほうに説明もないわけなので、それで心配して質問今回しているわけです。ですから、その辺がクリアになるような回答をしていただければというふうに思います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

下水道管につきましては、現在歩道の中に整備する予定でおりますので、議員ご心配のようにパッカー車とか重量のかかった車両がのることはないものと考えて設計のほうを進めております。

以上でございます。

○9番（軍司俊紀議員） これで3回終わった。

○議長（柴田圭子議員） 答弁がなされていない部分については、後で暫時休憩でも取りますので、用意していただけますか、お願いします。

ほかに質疑ありますか。

では、増田議員。

○3番（増田葉子議員） それでは、幾つか質問させていただきたいのですけれども、まず資料のほうで質問したいのですが、まず工期なのですけれども、これ9年の11月28日ということになっていて、えっという感じでまず思ったのが、たしか試運転が9月からではないかなというふうに思ったので、これ道路通るのですか。試運転が始まって、こちらの施設が終了して試運転がこちらで始まるのに、道路が間に合わないのではないかなというのがまず一つ、どうなっているのか答えていただきたいというのが一つと。

それから、資料の今今回の認定、契約するところの先の点線になっている施設の南側の部分なのですけれども、同じくこちら工期がきちんと、もちろんいつまでにやらなければならないというのはもう本当にこの11月28日までにやらなければならないのだろうと思うのですけれども、これ何で発注を今回分けているのか、どうして一体の契約としてできなかったのかというのが二つ目です。その理由を教えてくださいと思います。

それから、それに絡みますけれども、恐らく点線の部分というのはこれから契約がされると思うのですけれども、別途の契約になるのでしょうかけれども、やはりこれ入札したりとかして事業者が変わったりとかいうことも、もし入札になったらあり得ると思うのですけれども、工期的にいつこういふのというのはどういうふうな扱いになるのかなという、工事を動かしている側として、どういう想定をされているのかなというのをお聞きできればというふうに思います。非常にこれ見ただけで、かなり本当に綱渡りというか、オープンまで綱渡りだなということをおぼろげに思われるのですけれども、できるだけお話しただけるところでちょっと安心できるような答弁をいただければなというふうに思います。お願いします。

○議長（柴田圭子議員） 宮本工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） それでは、お答えいたします。

まず、1点目の試運転までに間に合うのかというようなご質問ですけれども、次期施設の試運転の詳細についてはまだ決定しておりませんが、試運転に間に合うよう工期を設定しております。こちらにつきましては、今後も次期中間処理施設の施工業者と工期等の調整をしてみたいと考えております。また、アクセス道路整備がどうしても間に合わない場合につきましては、仮設道路等を利用するなどしての方法で試運転のほうを検討していければというふうに考えております。

続きまして、点線部分を分けた理由としましては、まず1点目としまして次期中間処理施設への資材の搬入路として使用している部分がございますので、その部分を検討する必要があったこと、2点目としまして次期中間処理施設の工事と近接していること、それに伴いまして工程の調整が必要だったこと、3点目としまして次期中間処理施設から地域振興施設への熱供給管の工事も予定しております。こちらにつきましては、まだ関係機関との協議が必要なこと、4点目としまして地域振興施設の工事とも近接し、調整が必要なことから今回の工事とは分けて発注予定でございます。

次の質問、今後発注した工事等はどのように進めていくのかということにつきましては、今回契約しました工事関係者、あと次期施設の施工業者、次回改めて取る業者で綿密な打合せ等を行いまして、手戻りのないような形で工事のほうを進めていければと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 増田議員。

○3番（増田葉子議員） 専門用語で、ちょっと手戻りというのが私よく分からないのですけれども、結局いろいろな調整が整わないので今回分けましたということなのですが、そういうことも含めて一体で契約発注ができなかったのでしょうか。工事の時期というのは、確かにいろいろな調整がついた後でやっていただくことになるのでしょうかけれども、やっぱり事務作業的なことも含めて、こっちは後回しになるけれども、やっぱり一体の道路として発注して幾らという形に何でできなかったのかなというふうに、どうしてもちょっと納得ができないところがあって、結局何か想像されるところとし

ては入札したりとか、そういう手間がなかなか大変ですので、今の今回その2をやっていたいでいる工事業者に随意契約でお願いするような形になったりするのかなとかというふうにも予想もするのですけれども、その辺とかどうなのでしょう。どうしてもこれはもう一体にはできなかったのですか。工期というか発注段階でできなかったという、どうしてもできなかったということになるのでしょうか。ちょっと同じ質問になってしまいますけれども、もう一回説明していただきたいと思います。

それから、もう1点最初の質問なのですけれども、これもちょっとよく分からなくて9月30日までこの施設を動かしますと、10月からは試運転をしますという説明をされてきているわけです。それで、温水センターなんかも9月30日で終わりですというような形でアナウンスされているわけです。だけれども、道路が通りません、それが12月から本格的に、これ工事が終わった後に例えば道路の認定とかあります。交通の協議とかもあります。だから、これ本当に道路として使えるようになるまで、まだこの11月28日よりももっと先になるわけです。というふうに常識的にはそう思うのですけれども、そうすると本当に試運転のために道路使えるのですか、使えないですね、4月までの間に。そして、それはでは今のすごい坂道のあそこの仮設道路ですか、物すごい坂道上ってきて今工事車両が通っていますけれども、あそこから搬入するような形にするのですか。何か試運転との関係が本当に綱渡りな感じで、どうなっていくのかなって、それでせつかく何か皆さん温水センターなんかなるべく一日でも長くやってもらいたいと思っている側からすると、まだまだこちらの施設でも燃やしているのにプールだけ終わりにになってしまうみたいな話にならないですか。何かそこら辺ちょっとスケジュール、もう一回再提示していただけないでしょうか、本当のところ。調整、調整ではなくて、何かどうなっているのかちょっとよく分からないので、同じ質問になって申し訳ないのですけれども、もう一度説明お願いいたします。

（「暫時休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） 暫時休憩します。

（午後 2時43分）

○議長（柴田圭子議員） では、会議を再開いたします。

（午後 3時00分）

○議長（柴田圭子議員） 答弁を求めます。

久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、先ほど山田議員からご質問のありました件についてお答えさせていただきますと思います。もし答弁漏れ等ありましたら、ご指摘いただければと思います。

まず、今回議案として上がっております畔蒜工務店の組合との契約状況というところになります。が、ちょっと確認したところ過去にはない状況です。村檜建設工業株式会社との契約状況という部分に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、令和7年度アクセス道路整備工事（その1）、こちらの契約のほうを締結しております。6年度におきましてもアクセス道路のプレロード工事、こちらのほうも村檜建設工業株式会社のほうで契約を締結しております。

あともう一点、入札におけるくじの実績はあったのかどうかということに関しまして、こちらについて令和7年度入札の際に工事とはまた別件となりますが、2件ほどくじで落札者を決定した実績がございます。

以上となります。

○2番（山田喜代子議員） 分かりました。

○議長（柴田圭子議員） 宮本工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） 初めに、軍司議員からご質問のありました内容につきましてご回答させていただきます。

こちらVUのφ200の決定根拠につきましては、開発エリア全エリアを見込んで設定しております。続きまして、流速及び勾配管理につきましては、下水道設計指針に基づきまして、そちらの数字に

基づいた数字で設計をしております。

また、VU管として採用した理由につきましては、構造計算等も行いまして決定しております。

土かぶりにつきましては、1メートルから3メートルの間で設置をしております。

副管の材質につきましては、副管用の硬質塩化ビニール管を使用して設計のほうを組んでおります。以上でございます。

増田議員のご質問にお答えいたします。

当初工事を分けずに発注できなかったのかというご質問につきましては、工事がどうしても煩雑になってしまうことから、当初から分けて工事の発注を予定しておりまして、こちらにつきましても随契とかではなく、今後入札等で進めていければと考えております。

試運転につきましても、こちらにつきましては機器単体の試運転もございまして、そちらをまず行いまして、その後12月頃から実際のごみを燃やしての試運転というような形になっております。ですので、こちら現施設と次期施設のほうを両方稼働させながらの、最初につきましては試運転になっていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 答弁漏れありますか。

軍司議員、答弁漏れ。

○9番（軍司俊紀議員） ではなくて、その回答についての質問があるのだけれども。

○議長（柴田圭子議員） 一応3回やってしまったから。

○9番（軍司俊紀議員） だから、そういう話になるのだ。

○議長（柴田圭子議員） いいですか。

ほかに質疑ありますか。

松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 私もちょうと道路整備と下水道工事の関係をちょっとお聞きしたいと思っていたのですが、先ほど来ちょっと出まして歩道のほうに下水道の管のほうが入るというようなご説明でございました。それで、もともとなのですが、この道路幅員が10メートルから13メートル、この地区内の本当の幹線道路になるのだらうというふうに思うのですけれども、これ道路の構造自体、車道どのくらいで、あと歩道が両側に例えば2メートルぐらいずつくらいつくのかとか、そこら辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

道路の構造につきましては、片側歩道でそちらを含めての10メートルから13メートルというような形になっております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 片側歩道ということなのですが、車道はどのくらいあって、6メートルですか、車道6メートルの残り4メートル分が全部歩道になるのでしょうか。

あと幅員が10メートルから13メートルと、ちょっと広いところがあるのですけれども、これはどういったところを想定していらっしゃるのでしょうか。

○議長（柴田圭子議員） 宮本工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

全体幅員のうち2.5メートルにつきまして歩道となっております。幅員の太い場所につきましては、施設への搬入部分等につきましては幅員の広い場所がございます。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 松尾議員。

○1番（松尾榮子議員） 分かりました。歩道は2.5メートル幅の歩道で、残りは全部車道になるということですね。搬入部分は特に広くなるということですのでよろしいですね、分かりました。

それで、ちょうど今今回ナンバーゼロからナンバー28までの間のアクセス道路の整備工事が行われる

のですが、その先の今後というふうに説明されましたところのすぐ横が地域振興施設になります。その先にまた駐車場もできるような予定ですので、そこら辺への影響といいたいでしょうか、そういったことは順調に進む予定であるのかどうかだけお聞きしたいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 宮本工場長。

○印西クリーンセンター工場長（宮本純一君） ただいまのご質問にお答えいたします。

地域振興施設及び駐車場の箇所までにつきましては順調に道路整備のほうをしていけると考えております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） では、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） 討論なしと認めます。

よって、討論を終わります。

これより議案第1号について、採決をいたします。

議案第1号 工事請負契約の締結についてを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（柴田圭子議員） 起立全員です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号

○議長（柴田圭子議員） 日程第8、議案第2号 令和8年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について提案理由及び議案内容の説明を求めます。

藤代管理者。

○管理者（藤代健吾君） それでは、議案第2号について提案理由を申し上げます。

議案第2号、一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億6,174万1,000円とするものでございます。

補正内容でございますが、組合職員が業務の際に使用する電子メールのプロバイダーの切替えに伴う増額をお願いするものでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明いたしますので、よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（柴田圭子議員） 大野事務局長。

○事務局長（大野徳強君） 議案第2号 令和8年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第1号）について、議案内容をご説明いたします。

それでは、補正予算書の1ページを御覧ください。第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億6,174万1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項、金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりでございます。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。4ページを御覧ください。4款繰越金、1項繰越金につきましては、補正前の額に110万円を増額し、補正後の予算額を6,190万円とするものでございます。これは、歳出予算の補正財源といたしまして、令和7年度一般会計決算に伴う決算剰余金の一部を計上させていただくものでございます。

次に、歳出につきましてご説明いたします。2款総務費、1項総務管理費につきましては、補正前

の額に110万円を増額し、補正後の予算額を1億2,651万4,000円とするものでございます。これは、財産管理費において組合職員が業務の際に使用する電子メールのプロバイダーが令和8年8月31日をもって終了することとなり、プロバイダーの切替えに伴うパソコンの設定変更などが必要なことから、委託料を増とする110万円の増額補正でございます。これによりまして、一般会計補正予算（案）は110万円の増額補正となります。

以上が今回の補正予算の内容でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（柴田圭子議員） 提案理由及び議案内容の説明が終わりました。

質疑に当たりましては、ページを述べてからお願いいたします。

質疑に入ります。質疑はありませんか。

増田議員。

○3番（増田葉子議員） それでは、2点伺います。今回の事務用ノートパソコンの設定情報変更業務委託ということなのですが、これは何台分を予定しているのかということと、あと墓地会計のほうはなしなのなのですが、これは墓地会計のほうは今回のプロバイダーの終了というのは関係なかったということなののでしょうか。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、ただいまのご質問2点ほどございましたので、お答えさせていただきます。

まず、委託に関わる台数につきましては、職員使用専用パソコンの32台分を予定しております。

墓地会計分についてはというところになりますが、こちらにつきましては一体として委託のほうを行う予定でございますので、今回は一般会計のほうで予算を計上させていただいて、契約についても一括の契約という形で、墓地会計で使用している分についてもその契約の中で対応させていただく予定となっております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） いいですか。

○3番（増田葉子議員） はい。

○議長（柴田圭子議員） ほかに質疑ありますか。

軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 今の増田議員の質問から32台分だということが分かったのですが、これ差し障りがない範囲でちょっと答えていただきたいのですが、業務に使用する際の電子メールのプロバイダーが替わるということなのですが、差し障りない範囲でどこからどこへ替わるか、答えられないのであれば、これは結構なのですが、答えられるのであればお答えいただきたいなと思います。

それから、この32台分、これ基本的なことというかベースの部分なのですが、基本OSは今ウィンドウズ11ですね。まさか10は使っていないと思うのですが、そこは今どうなっているのかというのを確認したいと思います。

それに伴って、今回基本事務用ノートパソコン設定情報の変更業務委託になっているので、これ変更というのはそもそもの設定情報の業務委託でどういうところまで委託をされているのか、そこがちょっと読み解けないので、この後質問を続けようと思いますけれども、これはそもそもの設定情報の業務委託というのはどういうことをやろうとしていたのか。それとも、そもそも設定情報の業務委託というものはなくて、あくまでも今回プロバイダーを替えることによって、32台分それ110万円なのか、その辺りをちょっとお答えいただけますか。

○議長（柴田圭子議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、幾つかご質問いただきましたので、もし答弁漏れ等あればご指摘いただければと思います。

まず、プロバイダーのどこからどこへというところにつきましては、現在NTTドコモのほう提供しておりますビジネスぷららというところと契約を行っております。次どこのプロバイダーになる

かというところに関しましては、この予算を可決いただいた後に手続のほうは進めていきたいというふうに考えております。

あとウィンドウズ11が主流になっていると、まさか10はないかというようなご質問かと思いますが、今現状としてはウィンドウズ10も使用している状況でございます。あと今回の委託内容でどういったところを、作業内容を予定しているのかというようなご質問かと思いますが、こちらにつきましては、機器、端末のログイン情報の確認とか、あとは設定変更するための機器の確認、ネットワーク機器、ファイアウォールなどの設定変更と、あとはその32台分の各端末の設定変更などを予定しております。

あと今回の委託の内容というのは、プロバイダーを替えることでの委託なのかというようなことかと思いますが、こちらにつきましては議員おっしゃるとおり、そのような内容、プロバイダーが替わることによって様々なところでの変更が生じてくるため、今回委託の予算のほうを計上させていただいたということになります。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） まず、確認というかお願いといった部分なのですが、まずウィンドウズ10を使っていること自体がちょっと驚きだなと思いながら聞いていたのですが、これ早急にウィンドウズ11に全部変更していただければというふうに思います。何でこれプロバイダーの変更で、どこからどこへ替わるのだということを聞いたかということ、メールアドレスは当然プロバイダー替わると変わってくるか、あるいは名前だけを引き継ぐという方法も今はあるみたいなのですが、その辺つまりメールアドレスを引き継ぐ方向で考えているのか、つまりメールアドレスを変えるということになると、それだけまた事務量も発生すると思うので、その辺はどのようにお考えになっているのかというのは聞いておきたいと思います。

それから、古いプロバイダーのときに使われていたというかやり取りをしていたデータがどうなるのだろうかというのを心配しているのですが、それは今回のこの契約の中で、古いメールアドレスに来ていた現在ビジネスぶららを使って蓄積しているデータというのは、これはきちっと引き継がれるということで考えていいのかどうか。

それから、ファイアウォールの話ありましたけれども、そもそもの環境整備事業組合におけるセキュリティポリシー、メールアドレスというよりもデータ管理におけるセキュリティポリシーって今現在どうなっているのでしょうか。印西市でも一般質問等々を昨年させていただいたのですが、このセキュリティポリシー自体が総務省で変わってきているので、印西地区環境整備事業組合においてセキュリティポリシーというのは現在あるのか、なければやはり大変だと思いますけれども、印西市に準ずる形でつくっていかなくてはならないと思いますが、その辺の考え方はどうなっているのでしょうか、そこ確認したいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、ただいまのご質問についてお答えさせていただきたいと思っております。

ウィンドウズ10を使用しているというところで、早急に11のほうに替えてほしいというところ、これにつきましても予算等の関係もございまして、そういったところと予算等の関係も見ながら、できる限りの対応をしていきたいと考えております。

あとメールアドレスの引き継ぎの部分につきましては、現在プロバイダーの名称を使ったアドレスと、あと各部署のドメインを使ったアドレスが両方ございます。プロバイダーの名称を使ったアドレスにつきましては、当然プロバイダーが替わることによって変更となりますが、独自ドメインを使っているアドレスについては、そのまま引き継げるというかアドレスが引き継げるというような形での確認はしておりますので、プロバイダー名の入ったアドレスについての変更というところは、これについては変更が生じてくるということになります。

あと古い今までのプロバイダーを使っていた過去のデータ、こちらについてはどうなるかということになりますが、これにつきましてはちょっと詳細なところまではまだ詰め切れてはいないのです

が、恐らくデータとして何かしらの媒体で残すような形になるかと考えております。

あとセキュリティポリシーどうなっているかというところにつきましては、組合のほうでもセキュリティポリシーにつきましては持っておりますので、こちらに基づいて対応をしていくというような形になっております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 軍司議員。

○9番（軍司俊紀議員） 最後になりますので、ちょっとこれもやはりお願いベースなのですが、今予算の話をされましたけれども、ウィンドウズ10をウィンドウズ11にするのに予算が云々っておっしゃっていますけれども、これは早急にやはりウィンドウズ11にすべきものだと思いますので、その辺は予算云々いうのではなくて、多分議会も反対することはないと思いますから、その辺予算として何としても上げてデータの安全確保を努めていただきたいなというふうに思います。

それから、メールアドレスの件は分かったのですが、それによってどのぐらい作業量、今回これ業務委託でやるということですので、職員さんに負担がかからないような配慮というのを十分にされるのでしょうか。その部分をメールアドレスを変えるから最低限のところはかかってしまうかもしれないけれども、データの保管の媒体、どのような媒体に過去のデータを保管するのか、ディスクに保管するのか、それともいわゆる最近はやりのデータディスクに保管するのか分かりませんが、その辺は職員さんに負担がないようにやってほしいなと思いますけれども、その辺の話し合いというのは今回の業務委託においてやっているのかどうか。

それから、最後にセキュリティポリシーについては改定はされているのかどうか。あるというのは分かったのですが、国のほうでも変わっていますので、環境整備事業組合のほうでも準じて変えてきているのかどうかを確認して終わります。

○議長（柴田圭子議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） それでは、ただいまのご質問、お答えさせていただきます。

ウィンドウズ11、予算にかかわらず上げていってもらいたいというような力強いお言葉いただきましたので、そこにつきましては前向きに考えていければと考えております。

あと職員の負担軽減につきまして、どのように今調整しているかというところにつきましては、具体的にまだ予算のほう可決後、詳細に詰めていくような予定としておりますので、ここにつきましてはもやはりできるだけ職員の負担はかからないような形を契約事業者としていきたいというふうに思っております。

あとセキュリティポリシーの改定につきましては、適宜改定のほうを行っておりますので、そちら改定後のセキュリティポリシーで対応しているというところになります。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） ほかに質疑ございますか。

山田議員。

○2番（山田喜代子議員） 今の軍司議員の質問に答弁されたのですが、ちょっと具体的な数字を知りたくてお伺いしますが、ウィンドウズ10と11、これそれぞれ32台分のうち、どのぐらいの割合になっているかというのが分かればお伺いしたいのと、全部11にしたいのだけれども、予算の関係って言いますが、実際にどのぐらいの予算をプラスすればできるのかという、そういう試算をしているのでしたら、その金額が分かればお伺いします。

○議長（柴田圭子議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） ウィンドウズ11と10の割合というところにつきましては、ちょっと今手元に何台分が10で何台分が11というところ持ち合わせておりませんので、お答えはちょっとできないのですが、ただ今毎年5台から7台ぐらいの端末を更新をしているというような形ですので、それを毎年毎年、今現在更新対応をしているというような状況になっております。

あと全て11に替えた場合の費用というところにつきましては、具体的に算出のほうは行っておりません。先ほど各5台から7台というお話をさせていただいたのですが、令和5年度から各5台ずつ更新のほうを行っているというような状況になっております。

以上でございます。

○議長（柴田圭子議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） 金額は試算されていないみたいですが、やっぱり必要だったら、皆さんの仕事がしやすいのでしたら、それなりの費用は算出すべきだと思いますけれども、ちょっとその辺の考えを改めて伺いたいと思います。

○議長（柴田圭子議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） 具体的に全部10に替えたときの金額というのは、先ほども申し上げたように、具体的な金額はちょっと持つてはいない状況ではありますので、そこは来年度の予算を積算していく上で一つ考えていくところかなというふうに考えております。あとは、来年度予算に向けて考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（柴田圭子議員） 山田議員。

○2番（山田喜代子議員） 必要だったら、議会でも反対しないと思いますので、全部ちゃんとやったほうがいいかと思います。先ほど10と言いましたけれども、11ですね、その確認です。

○議長（柴田圭子議員） 久古庶務課長。

○庶務課長（久古耕平君） 10から11への更新という形になります。申し訳ありませんでした。

○2番（山田喜代子議員） ありがとうございました。

○議長（柴田圭子議員） ほかに質疑ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） それでは、質疑なしと認めます。

では、これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（柴田圭子議員） では、討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決をいたします。

議案第2号 令和8年度印西地区環境整備事業組合一般会計補正予算（第1号）についてを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

○議長（柴田圭子議員） 起立全員です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（柴田圭子議員） 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。会議を閉じます。

令和8年第1回印西地区環境整備事業組合議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時30分）